

実証機関選定の考え方について

「環境技術実証モデル事業」実施要領に従い、地方公共団体（都道府県、政令指定都市及び対象技術分野に関連した環境法令で定める市）並びに民法第34条の規定に基づき設立された法人及び特定非営利活動法人（以下、「公益法人等」という）を対象に実証機関を募集することとする。

環境技術実証モデル事業 ヒートアイランド対策技術分野における実証機関の選定に当たっては、以下の各観点に基づいて検討を行うことが必要であると考えられる。

1. 経理的基礎について

実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること
定期的に会計監査を実施すること

【申請書類】

- ・公益法人等については、実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があることを示す書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表等）

2. 組織・体制について

本環境技術実証モデル事業における実証機関として、必要な体制が構築できること。

本モデル事業に関連する各機関・組織において、組織間の具体的な役割分担、責任が明確であること。

本モデル事業に関連する各機関・組織において、役割を遂行するのに十分な人員等が確保されていること。

実証の対象とする技術を公募する際、自管区外からの申請についても受付可能なこと。ただし、対象となる技術が管区外に設置せざるを得ない等の理由により（パイロットプラントの設置等）職員を実証対象機器が設置されている管区外にまで派遣しないと実証試験の実施が困難な場合については、この限りではない。

【申請書類】

- ・実証機関としての実施体制

（申請書類について：別添2、2-1～2-5）

3. 技術的能力について

実証試験要領に定めた実証試験の実施等が可能なこと。

実証試験を実施するために十分な試験設備が利用可能なこと。

実証試験を行う人員は、十分な能力を有していること。

【申請書類】

- ・ 実証試験を行う施設、利用する機器及びその保有状況について
(申請書類について：別添4)
- ・ 実証試験の実施体制に関する補足説明資料
(申請書類について：別添2 - 1 ~ 2 - 4)

4. 公平性の確保について

実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成及び実証試験全体の運営において、実証申請者等による運用が差別的になるおそれがないように、実証試験の運用の公平性が保たれること。

実証申請者の実証試験の申請に係る様式その他の実証試験の申請に必要な情報及びこれらを実証申請者に提供するための手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。

職務上知り得た機密の保持手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。

【申請書類】

公益法人等については下記の書類の提出を求める。

- ・ 役員名簿、社員名簿、会員名簿（様式は問わない）
- ・ 役員あるいは社員の経歴がわかる資料（様式は問わない）

5. 公正性の確保について

申請実証機関が、実証対象機器の製造事業又は実証対象機器に関する実証申請者からの相談に応じ、助言を行う事業その他業務を行うことにより実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

申請実証機関の責任者が、実証申請者の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと。

実証試験に携わる職員が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、この職員は当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと。

実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること

【申請書類】

公益法人等については下記の書類の提出を求める。

- ・役員名簿、社員名簿、会員名簿（様式は問わない）

6. 実証試験の品質管理について

実証試験要領に定める品質管理を適切に実施すること。

【申請書類】

- ・「実証試験要領 付録0：実証機関において構築することが必要な品質管理システム」を満たすことが確認できる品質マニュアル等の文書（いかなる名称、様式でもよい）。
- ・ただし、JISQ9001：2000（ISO9001：2000）「品質マネジメントシステム要求事項」、JISQ17025：2000（ISO/IEC1705）「試験所および校正機関の能力に関する一般的要求事項」に基づく品質管理システムを構築している場合は、その登録証の写し。

以上

ご参考

平成17年度環境技術実証モデル事業実施要領（第3版 平成17年4月）（抜粋）

第1部 国負担体制による実施方法

第4章 実証機関の選定

1. 実証機関の選定の手続き

- (1) 環境省は、対象技術分野毎に、分野別WGで検討の上、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）並びに民法第34条の規定に基づき設立された法人（公益法人）及び特定非営利活動法人を対象に、実証機関を募集することができる。なお、平成17年度に新規に選定した技術分野については、原則として地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）を対象に募集する。

平成18年度環境技術実証モデル事業実施要領（第4版 平成18年4月）（抜粋）

第1部 国負担体制による実施方法

第4章 実証機関の選定

1. 実証機関の選定の手続き

- (1) 環境省は、対象技術分野毎に、分野別WGで検討の上、地方公共団体（都道府県、政令指定都市及び対象技術分野に関連した環境法令で定める市）並びに民法第34条の規定に基づき設立された法人（公益法人）及び特定非営利活動法人を対象に、実証機関を募集することができる。なお、その必要がある場合には、環境省が自ら実証機関となることができるが、その際、関係する機関の応募意志を阻害しないことを前提とする。